

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第12号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大和市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則の次に4表を加える改正規定中「課されている世帯」の次に「(当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第4号に規定する養育里親等である場合を含む。)」を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者の属する世帯」の次に「(当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。